

# 高畠町総合交流プラザの使用料

## 1 使用のつど申請する施設

施設	区分	使用料						適用区分
		午前		午後		夜間		
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	
高畠地区公民館	研修室 1	530円	550円	530円	550円	670円	700円	
	研修室 2	800円	840円	800円	840円	1,000円	1,050円	
	研修室 3	530円	550円	530円	550円	670円	700円	
	研修室 1・2	800円	840円	800円	840円	1,000円	1,050円	連結して使用の場合
	研修室 2・3	800円	840円	800円	840円	1,000円	1,050円	連結して使用の場合
	研修室 1・2・3	1,330円	1,390円	1,330円	1,390円	1,670円	1,750円	連結して使用の場合
	和室 1	530円	550円	530円	550円	670円	700円	連結して使用する 場合も同額とする。
	和室 2	530円	550円	530円	550円	670円	700円	
	調理実習室	800円	840円	800円	840円	1,000円	1,050円	
	視聴覚室	800円	840円	800円	840円	1,000円	1,050円	
音楽室	530円	550円	530円	550円	670円	700円	録音室を含む。	
町民活動支援センター	多目的スペース	800円	840円	800円	840円	1,000円	1,050円	
	蔵式ギャラリー	480円	500円	480円	500円	600円	630円	

### 備考

- 「午前」とは午前9時から午前12時までを、「午後」とは午後0時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時以降をいう。
- 多目的スペース及び蔵式ギャラリーを2日以上連続して使用する場合で、夜間の立ち入りを行わない場合は、夜間の使用料を徴収しない。
- 入場料を徴収する場合（使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合又はこれに類する取扱いがなされる場合をいう。）の使用料は、上記使用料の3倍の額とする。
- 調理実習室で調理器具（電気を使用するものに限る。）を使用する場合の使用料は、上記使用料に調理実習室の使用時間が4時間以内の場合は400円を、4時間を超え8時間以内の場合は800円を、8時間を超える場合は1,200円を加算した額とする。
- 多目的スペース及び蔵式ギャラリーで販売を行う場合の使用料は、上記使用料の3倍の額とする。

## 2 期間を定めて使用する施設

施設	区分	使用単位	使用料	
			現行	改定後
町民活動支援センター	交流ルーム	1年につき	3,000円	5,000円
	ミーティングルーム			

備考 使用単位に満たない場合は切り上げる

## 3 附属施設設備

区分	使用単位	使用料	
		現行	改定後
活動団体用ロッカー	1個 1月につき	200円	200円
音楽室の機材	1回につき	200円	200円
ピアノ	1回につき	500円	500円

備考

- 1 使用単位に満たない場合は切り上げる。
- 2 活動団体用ロッカーの使用料を1年間分前納する場合は2,000円とする。ただし、使用期間の途中で使用を取り止める場合は、使用月1月につき200円を乗じた額とする。